



The Chemical Company

平成 24 年 9 月 3 日

お取引先各位

BASF ジャパン株式会社
化学品・農薬統括本部
農薬事業部 営業部
ゼネラルマネージャー 近藤正一

ジチアノン剤の劇物指定に伴う対応について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より当社製品の普及拡販に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 7 月 30 日付文書にてご連絡しております表題の件について、この度、劇物指定の施行日が平成 24 年 10 月 1 日に決定されました。政令施行後は劇物としての取扱い(表示、販売、保管、輸送、廃棄等)が求められます。

つきましては、下記の対応が必要となりますので、御社及びお取引先の皆様へご協力をお願い申し上げます。

この度の指定により、皆様には大変お手数をおかけすることと存じますが、何卒諸事情ご賢察のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象製品: デランフロアブル
2. 表示について:
お手持ちの製品に「医薬用外劇物」の表示が必要になります。
シールをご用意致しますのでシールの入手方法及び貼付方法については、(別紙1)をご覧ください。なお、表示に関しては、平成 24 年 12 月 31 日までは経過措置が設けられております。
3. 保管について:
上記施行日以降は、鍵のかかる場所に保管して、その保管場所に「医薬用外劇物」と表示して下さい。
4. 新ラベル品(劇物指定対応品)の出荷について:
政令の施行日(平成 24 年 10 月 1 日)以降は、新ラベル品を出荷させていただきます。
5. その他:
販売店向け説明チラシ(別紙 2)、使用者向け啓蒙チラシ(別紙 3)を準備しますので、告知、啓蒙にご利用下さい。弊社営業担当にお申し付け下さい。

以上

別紙 1.

【 デランフロアブル シールの入手方法及び貼付方法について 】

平成 25 年 1 月 1 日以降、医薬用外劇物の表示がない製品につきましては、販売・保管及び輸送が出来なくなります。平成 25 年 1 月 1 日以降に、当該製品を販売する業者の方は、経過措置期間が終了する平成 24 年 12 月 31 日までに医薬用外劇物シールの貼付をお願い致します。なお、シールの入手方法及び貼り方については、以下のとおりお願い致します。

1. シールの入手方法

- ① デランフロアブル用「医薬用外劇物シール」送付依頼書(別紙 1-1)を用いて平成 24 年 11 月末までにシールを請求して下さい。
 - ・FAX 番号:0120-065-611(郵送可、電話不可)
 - ・シール請求書受領後、10 日前後でご指定の場所にシールをお届けします。

- ② または、ご購入先にお問い合わせ下さい。

2. シール貼付作業

シール貼付作業は、販売業者、使用者ご自身で行う事が認められています。販売業者には、JA グループ、卸店、小売店を含みます。

4. シールを貼る際の留意点

- ・段ボールには、上面、底面を除く側面全て(4 面)の右上部に貼って下さい。
- ・ボトルには、底面以外でボトルの文字が隠れない場所に貼って下さい。
- ・シールは一度密着すると剥がせませんので注意して貼って下さい。

段ボール箱側面 4 面の右上部分に貼ってください。



製品ラベルの文字を隠さないように貼ってください。





The Chemical Company

別紙 1-1.

BASF ジャパン(株)
農薬事業部 営業企画室宛 (FAX:0120-065-611)

デランフロアブル用【医薬用外劇物】シール 送付依頼書

デランフロアブルに貼付するための【医薬用外劇物】シールを下記のとおり依頼します。

【送り先明細】

対象製品:	デランフロアブル
郵便番号:	〒
住所:	
名称:	
部署名:	
電話番号:	
(フリガナ) ご担当者名:	
シール必要枚数(タンホール用)	枚 (1ケース4枚必要です)
シール必要枚数(ボトル用)	枚

【依頼元】

御社名 : _____

支店名 : _____

住 所 : _____

電話番号 : _____

申請者名 : _____

別紙 2.

平成 24 年 9 月 3 日

販売業者の皆様へ

【デランフロアブルの劇物指定に伴う注意とお願い】

デランフロアブルは平成 24 年 10 月 1 日付けで劇物に指定されます。
これに伴い、製品（ダンボール、ボトル）の**保管方法変更**と**医薬用外劇物の表示**が法律上義務付けられます。つきましては、お手持ちの製品をご確認頂き、以下の対応をお願い致します。

1. **保管方法**（平成 24 年 10 月 1 日以降変更が必要になります。）
鍵のかかる場所に保管して、その保管場所に「医薬用外劇物」と表示して下さい。
2. **シールの貼付**（平成 24 年 12 月 31 日まで経過措置期間が設けられます。）
 - ・段ボールには、上面、底面を除く側面全て（4 面）の右上部に貼って下さい。
 - ・ボトルには、底面以外でボトルの文字が隠れない場所に貼って下さい。

段ボール箱側面 4 面の右上部分に貼ってください。



製品ラベルの文字を隠さないように貼ってください。



【お問合せ先】

BASFジャパン株式会社

〒106-6121 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー21階
☎ 0120-014-660 FAX 03-3796-9419
ホームページ <http://www.basf-agro.co.jp>